

奈良県肝炎検査受診率向上事業(B型及びC型肝炎ウイルス検査)の流れについて

1 検査実施医療機関の募集

2 検査実施医療機関の決定

(1) 当該委託事業の実施を希望する医療機関(以下「協力医療機関」という。)は、令和2年11月25日(水)までに「請書」を県福祉医療部医療政策局疾病対策課に郵送する。

※請書送付の際には必ずコピーをとり保管しておくこと

(2) 県から協力医療機関へ受診券の送付。

3 検査方法

(1) 医師等から肝炎ウイルス検査の受検をすすめ、希望する者(以下「受検希望者」という。)に、検査を実施する。

(2) 協力医療機関は受検希望者が対象者であることを確認するために、住所を証明する書類(運転免許証、住民票等)の提示を求めるとともに、受検希望者に対し、「肝炎ウイルス検査受診票」(以下「受診票」という。)(別記様式1)により問診を行う。

※奈良市在住の方は本事業対象外です。(奈良市民については奈良市保健所が実施)

4 検査

(1) 検査希望者は、協力医療機関で肝炎ウイルス検査を受ける。

(2) 検査終了後、協力医療機関は、検査結果の告知日や方法を説明する。

※検査の実施期限は、令和3年2月28日まで

5 検査結果の通知

協力医療機関は、検査結果を受診票の別記様式4(受検者への結果通知用)により、受検者に通知する。

6 実績報告と請求

協力医療機関は、検査日の翌月10日までに疾病対策課へ以下を提出する。

<提出書類> 請求書、受診票の別記様式2(奈良県送付分)、陽性の場合には別記様式5も提出。

※最終提出期限は、令和3年3月19日(期限厳守のこと)

※請求書の印鑑は、請書押印時の印鑑と同一であること

7 支払

県は、請求書の進達があった月末までに協力医療機関に対して委託料を支払う。